

諮問事項3 討論のあり方について

1 諮問事項提案会派

自民党

2 提案理由

- (1) 板橋区議会では委員会制を導入しており、概ね委員会に所属する議員が審査・審議し、本会議において討論を行っている。委員会に所属せず本会議で討論を行うことを否定するものではないが、当該委員会の議案や陳情の審査・審議に対して十分な理解を有しない状態で討論を行うことにならないようにすべきと考える。
- (2) 一般質問や総括質問等においては時間制がとられているが、討論においては時間制限がなく、何時間でも討論が可能となる状態が許されている。また委員会での質疑時間は一人20分を基調としていることから討論時間についても調整すべきと考える。

3 解決策

(1) 討論者

討論は、当該委員会の委員が行うことを原則とする。

(2) 討論時間

討論時間は、5分を目安とする（予算・決算調査特別委員会は除く）。

4 これまでの議会運営委員会における意見

- ・委員会制度では、付託された委員会が審査に責任を持つため、当該委員会に所属する議員が討論を行うことは当然である。
- ・案件を審査している委員会に所属していない議員もいるため、本会議では全議員の発言を保障し、その意見を十分に聞いた上で表決するのが民主主義である。
- ・原則である以上例外もあるのなら、補足として全ての議員の発言権を保障することを明記すべきである。
- ・例外としてでも全議員の発言を保障することを記載すると、全ての案件に討論を行う議員が出た際に対応できなくなる。例外があることは、議論の中で共有できているため、記載の必要はない。